

古賀市環境市民会議会則

改正 平成 25 年 4 月 12 日
平成 26 年 4 月 24 日
平成 28 年 4 月 20 日
平成 29 年 4 月 20 日
平成 31 年 4 月 17 日
令和 2 年 4 月 20 日

(名称)

第1条 この会の名称は、「古賀市環境市民会議（愛称：ぐりんぐりん古賀）」とする。（以下「ぐりんぐりん古賀」とする。）

(目的)

第2条 ぐりんぐりん古賀は、「古賀市環境基本計画」に基づき、市民・民間団体・事業者が共働し、古賀市の良好な環境の保全と創造に関する施策・事業を推進することを目的とする。

(活動)

第3条 ぐりんぐりん古賀は、前条に定める目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 市民・事業者が取り組む運動の検討及び実践促進
- (2) 環境に関する情報発信
- (3) 環境に関する意見交換
- (4) 市が行う施策・事業の提案
- (5) その他目的を達成するために必要な活動

(会員)

第4条 ぐりんぐりん古賀は、この会則に定める目的及び活動に賛同する次の会員をもって構成する。

- (1) 個人会員
- (2) 団体（法人）会員

(入会及び退会)

第5条 ぐりんぐりん古賀に入会しようとする者は、入会申込書を事務局に提出するものとする。

- 2 本会を退会しようとする者は、退会届を事務局に提出するものとする。
- 3 連絡が取れず、活動の継続が不能と運営委員会が判断した会員は、その資格を失う。

(役員)

第6条 ぐりんぐりん古賀に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 運営委員 グループ長及び若干名
- (4) 監事 1名

(役員を選出)

第7条 会長及び副会長は、総会において会員の互選により選出する。

- 2 会計、運営委員及び監事は、会長が会員の中から指名する。

(役員の職務)

第8条 会長はぐりんぐりん古賀を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 会計は、ぐりんぐりん古賀の事務局が会計に関する事務を処理する。
- 4 監事は、ぐりんぐりん古賀の会計を監査する。

(役員任期)

第9条 年次総会から翌々年の年次総会までの2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 欠員による役員任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第10条 ぐりんぐりん古賀の会議は、総会及び運営委員会とする。

- 2 総会は、役員及び会員をもって構成する。また、原則として年1回開催し、次の事項を決定する。
 - (1) 活動計画及び活動報告に関すること。
 - (2) 会則の改廃に関すること。
 - (3) 役員を選任に関すること。
 - (4) その他、ぐりんぐりん古賀の運営に関し、会長が必要と認めたこと。

- 3 総会は、会長が召集し、出席者の中から議長を選出する。
- 4 運営委員会は、第6条で定める役員（ただし、監事を除く。）をもって構成し、必要に応じ開催することとし会長が召集する。
- 5 総会及び運営委員会は、構成員の過半数の出席で成立する。また、委任状をもって出席に代えることができることとする。
- 6 総会の議事は出席者の過半数で決する。
- 7 会議の議決は、会議の構成員によって行うものとし、団体会員の議決権は団体を代表するもの1名とする。

（グループ）

第11条 第3条に掲げる事項を具体化するため、運営委員会で承認したグループを設置し、会員の中からグループ長を置くことができる。

（事務局）

第12条 ぐりんぐりん古賀の事務を処理するため、事務局を置く。
2 事務局はNPO法人エコけん(古賀市筵内564-1 古賀東中学校内)に置く。

（会計年度）

第13条 ぐりんぐりん古賀の会計年度は、毎年4月1日から3月31日までとする。

（その他）

第14条 この会則に定めるもののほか、ぐりんぐりん古賀の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この会則は、平成24年3月27日から施行する。